

下関市移住者向け住宅購入支援事業のご案内

(住宅金融支援機構【フラット35】地域活性化型適用事業)

下関市に転入して住宅を建築・購入する方を対象に、

官民で最大 **150万円** を補助します。

※詳しくは、以下をご確認ください。

対象者

転入者のうち、これから市内にご自身が居住する住宅の建築・購入する方で、交付申請時点（契約締結前）に、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ・3年以上継続して市外に居住している方で、転入予定者
- ・3年以上継続して市外に居住していた方で、転入日から1年以内の方



対象住宅

【新築住宅】 ※新築住宅とは、人が住んだことのない住宅で、検査済証の交付日等から1年を経過していない住宅をいいます。

- ・戸建て住宅（75㎡以上）とマンション（55㎡以上）
- ・下関市内に本店、支店等を有する登録事業者との請負・売買契約であること。

【中古住宅】

- ・昭和56年6月1日以降に適用されている新耐震基準を満たす中古住宅
- ・下関市内に本店、支店等を有する宅地建物取引業者を介した売買契約であること。

※購入金額が土地と住宅の合算となっている場合は、必ず住宅の金額を算出してください。



補助額

※補助額は、100万円を上限として、住宅の建築等の費用の1/2と以下の区分に応じた額を比較して、いずれか少ない額となります。

世帯区分	補助額		加算区分（重複可）	加算額
中学生以下の子がいない世帯	30万円	+	三世代同居・近居の場合	30万円
			居住誘導区域の場合	20万円
世帯区分	補助額		加算区分（重複可）	加算額
中学生以下の子が1人いる世帯	60万円	+	中学生以下の子2人以降、1人につき	20万円
			三世代同居・近居の場合	30万円
			居住誘導区域の場合	20万円

※1世帯あたり、100万円が上限です。（加算を含む）

【募集期間】 令和6年4月1日（月）～令和6年12月27日（金） 先着順

さらに、新築住宅の場合は

市の補助額に応じ、登録事業者による30万円又は50万円の優遇措置あり

※住宅の建築・購入に係る契約締結前に申請し、交付決定後に契約を締結してください。

お知らせ

この補助金交付とセットで、住宅金融支援機構の【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度をご利用いただけます。（住宅金融支援機構お客さまコールセンター 電話：0120-0860-35）

下関市建設部住宅政策課 電話：083-231-1941



まちなかに
住もーや！

まちなか引越しサポート

まちなかへの転居に要する費用を補助する制度です。
便利なまちなか暮らしをはじめませんか？



補助対象	<u>居住誘導区域外から居住誘導区域内への転居</u> であって、 ①自ら居住するための住居取得費用（中古住宅を含む） ②自ら居住するための民間賃貸住宅の家賃等 【居住誘導区域の確認はこちら】（しものせき情報マップ） https://www2.wagmap.jp/shimonoseki/PositionSelect?mid=1 
補助額	①の場合、上限50万円 （転居する前の住所が土砂災害特別警戒区域等に指定されている場合は、100万円） ②の場合、上限5万円 （転居する前の住所が土砂災害特別警戒区域等に指定されている場合は、10万円）
補助要件	・<u>申請をする日において、1年以上継続して市内の</u> <u>居住誘導区域外に生活の本拠として住所を有すること</u> ・下関市税を滞納していないこと 等

【フラット35】地域連携型との
組み合わせにより、借入れ金利を
引き下げることができます！

※なお、申請については、予算の範囲内に
おいて先着受付順となります。申請内容に
不備がある場合は、不備が修正された時
点で受付とします。

詳しくは下関市のホームページをご確認ください

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/73/117590.html>



【お問い合わせ先】

下関市 都市整備部 都市計画課 計画係

☎ 083-231-1932

✉ tstoshik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp